|  |
| --- |
| 「みねっとわーく」運用規定 |
| **令和元年11月改正版****美祢市医師会** |
| 　  |
|  |



**美祢市医療・介護連携ネットワークシステム**

**「みねっとわーく」運用規定**

**（目的）**

第１条　この規定は、美祢市医療・介護連携ネットワークシステム「みねっとわーく」（以下「みねっとわーく」という。）において使用されるICTシステム、機器及び運用に必要な仕組み全般について、その取扱い及び管理に関する事項を定め、「みねっとわーく」の適正利用に資することを目的とする。

**（「みねっとわーく」の目的）**

第２条　「みねっとわーく」は、地域包括ケアシステムに関わる多職種間で、ICTシステムを用いた情報共有を行い、人と人の連携を深めるとともに、地域における医療・看護・介護の質と安全性を高め、地域包括ケアシステムの構築と発展に寄与することを目的とする。

**（使用ICTシステム）**

第３条　「みねっとわーく」で使用するICTシステムは、株式会社日本エンブレースが運営する完全非公開型医療介護専用SNS「メディカルケアステーション」とする。

**（「みねっとわーく」の位置付け）**

第４条　「みねっとわーく」は情報共有のための連絡手段の一つであり、診療・看護・介護等の記録ではない。「みねっとわーく」は、「顔の見える関係」を基盤とした上で、従来の連絡手段を補完・補強するものとして利用する。

**（他の連絡手段との使い分け**）

第５条　状況に応じて、電話、FAX、面談など他の連絡手段との使い分けや併用を行う。特に緊急の用件では、電話を利用する。

**（運営）**

第６条　「みねっとわーく」の運営は、美祢市医師会が行う。

**（事務局）**

第７条　「みねっとわーく」事務局（以下「事務局」という。）は、美祢市医師会に置く。

**（利用の対象者）**

第８条　「みねっとわーく」の利用対象者は、原則として美祢市内の地域包括ケアシステムに関係する施設又は組織に属する者（以下「利用者」という。）で、美祢市医師会が開催する個人情報保護に関する研修を受講した者とする。

**（法令及びガイドライン）**

第９条　利用者は、医師法（昭和23年法律第201号）、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）、刑法（明治40年法律第45号）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第51号）等の関係法令を遵守するとともに、次に掲げるガイドライン等を十分理解した上で、「みねっとわーく」を利用するものとする。

　（１）厚生労働省　医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（平成29年4月）

　（２）厚生労働省　医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスに関するQ＆A（平成29年5月）

　（３）厚生労働省　医療情報システムの安全管理に関するガイドライン　第５版（平成29年5月）

**（目的外使用の禁止）**

第10条　「みねっとわーく」を本運用規定で定めた目的以外に使用することを禁止する。

**（利用者への注意及び指導）**

第11条　事務局及び美祢市は、利用者が本運用規定、関係法令、ガイドライン及び公序良俗等に反する利用をしたと判断したときは、当該利用者に対し、注意及び指導を行うことができる。

**（利用申込）**

第12条　新たに「みねっとわーく」を利用する施設又は組織の長は、利用者が個人情報保護に関する研修を受講したのち、事務局に対して、「施設又は組織誓約書」、「利用申込書」及び「登録申請書」を提出し、利用施設及び利用者の登録を行う。ただし、すでに「施設又は組織誓約書」を提出し、新たに同組織の事業所を追加する場合は「施設又は組織誓約書」を省略できるものとする。

**（施設又は組織誓約書・・・別紙様式２、利用申込書・・・別紙様式３、登録申請書・・・別紙様式４）**

２　利用者の追加登録や削除を行う場合は、施設又は組織の長が「変更通知書」を事務局に提出するものとする。

　**（利用者登録変更通知書・・・別紙様式６）**

**（「みねっとわーく」管理者の設置）**

第13条　「みねっとわーく」を利用する施設又は組織の長は、当該施設又は組織に「みねっとわーく」の管理者（以下、「管理者」という。）を設置し、「みねっとわーく」の適正な管理運用を行うものとする。

２　管理者は、美祢市医師会が開催する個人情報保護に関する研修を2回以上受講したものとする。

**（「みねっとわーく」管理者の責務）**

第14条　管理者は、利用者が本運用規定、関係法令、ガイドライン等に従い、適正に「みねっとわーく」を使用するよう次のとおり管理運用を行う。

　（１）「みねっとわーく」の管理台帳を作成及び利用者の管理。

　（２）「みねっとわーく」の患者情報、個人情報等のセキュリティ管理。

　（３）「みねっとわーく」で利用するICT機器の適正管理。

　（４）「みねっとわーく」のIDの適正な管理。

　（５）「みねっとわーく」への利用者登録及び削除、その内容の事務局への連絡。

　（６）「みねっとわーく」に関わるトラブルの事務局への連絡。

**（業務情報保持に関する誓約書と教育）**

第15条　「みねっとわーく」を利用する施設又は組織の長は、当該施設又は組織における利用者と個人情報保護に関する誓約書を交わすとともに、管理者及び利用者に対して定期的に教育を行うこととする。なお、既に個人情報保護に関する誓約書を取り交わしている場合は省略できるものとする。**（業務情報保持に関する誓約書・・・別紙様式１）**

**（患者の同意取得）**

第16条　患者グループにおいて、患者の個人情報を共有する場合は、管理者が患者に対し必要性を説明したのち、患者及びその家族から「個人情報使用同意書」を取得し、事務局において保管するとともに、その複写の一部を患者又は家族、管理者が保有するものとする。ただし、既に患者と同意を交わして「みねっとわーく」を利用している場合はこの限りではない。　**（個人情報使用同意書・・・別紙様式５）**

**（「みねっとわーく」利用上の留意事項）**

第17条　管理者及び利用者は、別紙「みねっとわーく」利用上の留意事項に従い、「みねっとわーく」を利用する。

**（「みねっとわーく」のグループ）**

第18条　「みねっとわーく」のグループは、患者グループの医療・介護側タイムライン（以下、患者グループという。）及び自由グループのみを利用する。ただし、自由グループを作成する場合は「自由グループ作成申請書」を事務局に提出する。**（自由グループ作成申請書・・・別紙様式７）**

**（「みねっとわーく」の管理　医療・介護側タイムライン）**

第19条　患者グループでは、一人一人の患者に対して、地域包括ケアを行う上で必要な個人情報を含む多職種間の情報共有を行う。

２　患者グループの管理（設置、参加する多職種の登録・削除など）は、管理者が行う。

３　医療・患者側タイムラインに全ての患者を登録する必要はない。

４　当該患者の地域包括ケアに関係しており、信頼関係の確立している多職種のみを参加させる。

５　患者が死亡した場合は、管理者が適切な時期に患者グループを保管リストへ移動する。

６　患者・家族から、患者グループの内容の完全削除の希望があった場合は、運営会社に削除を依頼する。

７　患者グループの具体的な使い方に関しては、管理者を中心に参加者の間で事前に取り決めをしておくことが望ましい。

**（ID・パスワードの管理）**

第20条　「みねっとわーく」のID及びパスワードについては、以下の事項により管理することを推奨する。

　（１）パスワードは、人目にふれないように細心の注意を払ってユーザー個人が管理する。

　（２）1つのIDを複数人で共有しない。

　（３）パスワードは、英数混合8ケタ以上とし、定期的（3か月に1回）に必ず変更する。

　（４）パスワードはシステム上に保存しない。

　（５）利用が終わった場合や利用端末から離れる場合は、必ずログアウトする。

　（６）パソコン、タブレット、スマートフォン等利用するすべての端末には起動時のロックをかける。

**（IT機器のセキュリティ対策）**

第21条　ICT機器のセキュリティ対策については、別紙「みねっとわーく」利用上の留意事項に従い、管理することを推奨する。

２　モバイル端末は、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン　第５版　6.9情報及び情報機器の持ち出しについて」（厚生労働省通知）の内容に従った管理を行う。

**（内容の二次利用の原則禁止）**

第22条　「みねっとわーく」の内容（テキスト、画像、各種ファイル等）の二次利用（利用端末にダウンロードする、コピーする、印刷するなど）は原則禁止する。患者の地域包括ケアのために直接利用する（「みねっとわーく」の内容を診療・看護・介護記録に残す、施設の他の従事者に伝える、患者・家族への説明に使うなど）目的の場合は、その内容の提供者が許可すれば、二次利用をしてもよい。この場合でも、他の施設からの情報提供書などの文書の内容は、二次利用を禁止する。事前に、参加者の間で二次利用に関する取り決めをしておくことが望ましい。

２　「みねっとわーく」の内容を、患者の地域包括ケアに直接関係しない目的（勉強会・学会発表など）で使用する場合は、医療・介護側タイムラインの管理者及び内容提供者の許可を得た上で、患者や内容提供者の個人情報が漏洩しないように、抜粋や加工を行うなど十分な配慮を行うものとする。

**（掲載内容の配慮）**

第23条　患者・家族の身体や家屋などを撮影する場合は、その都度同意を得る。

２　他の施設から提供された情報提供書などの文書は、必要な部分のみを掲載することとし、その文書提供元施設及び組織が「みねっとわーく」への文書の掲載を許可しない方針である場合はそれに従う。

**（運用規定の改正）**

第24条　本規定を改正しようとするときは、在宅医療・介護連携推進のための連絡会議【連携システム検討部会】において、委員半数以上が出席し、そのうち過半数の同意を得なければならない。

**(その他)**

第25条　その他この規定の実施に関し必要な事項がある場合は、事務局及び美祢市がこれを別に定めることができる。

附　則

（施行期日）

１　この規定は令和元年7月1日から施行する。

　　令和元年11月1日一部改定

　（経過措置）

　２　第13条の規定による個人情報保護に関する研修の受講は、施行期日から令和3年3月31日までの間は、なお従前の例による。